



産業用ロボットの教示等に係る特別教育のご案内

公益社団法人 福井県労働基準協会福井支部
公益社団法人 福井県労働基準協会奥越支部

事業者は、産業用ロボットの教示等の業務に労働者をつかせる場合は、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条の規定により、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならないとされています。当支部では、事業者に代わりまして、産業用ロボットの教示等の業務の特別教育を下記により実施しますので、該当の方は是非、受講いただきたくご案内申し上げます。**※本教育に「産業用ロボットの検査等の作業」は含みません**

【実施要領】

	受講区分	日時	会場
日 時	学科	令和4年10月18日(火) 8:50~17:50	福井産業技術専門学院 福井市林藤島町 20-1-3
	実技 ①より先着順	令和4年10月19日(水) ①②のいずれか	福井県工業技術センター
		①9:00~12:00 ②13:00~16:00	福井市川合鷺塚町 61-10
	希望者のみ (総合)	フォローアップ研修(受講無料) 令和4年10月20日(木) 9:00~12:00	福井県工業技術センター 福井市川合鷺塚町 61-10
科 目	<学科 7 時間> ・産業用ロボットに関する知識 (2.0H) ・産業用ロボットの教示等に関する知識 (4.0H) ・関係法令 (1.0H)		<実技 3 時間> ・産業用ロボットの操作方法 (1.0H) ・産業用ロボット教示等の作業方法 (2.0H)
定 員	20名		
締 切 日	令和4年10月11日(火) (但し、定員に達した場合は締切ります。)		
受 講 料	会 員 14,280 円 (受講料 12,300 円+テキスト代 1,980 円、消費税込み) ※当協会の会員には、2,000 円の補助をしています。		
	非会員 16,280 円 (受講料 14,300 円+テキスト代 1,980 円、消費税込み)		
受 講 手 続	①裏面の受講申込書に受講料を添えてお申込みください。 ②FAXによる申込の場合は、福井支部から受講番号を記入した受講票を返信します。 ※受講料の支払いは、R4年9月以降にしてください (振込手数料は、振込者負担でお願いします。) 振 込 先：福井銀行福井中央支店 普通預金 口座 1024211 口座名義：シャ) フクイケンロードウキジュンキョウカイフクイシブ 申 込 先：公益社団法人福井県労働基準協会福井支部 〒910-0829 福井市林藤島町20-1-3 TEL 0776-54-3323 FAX 0776-54-3325		
留 意 事 項	・キャンセルの場合、原則として受講料は返金いたしません。但し、講習開始5営業日までに連絡をいただいた場合に限り、振込手数料を差引いて返金いたします。 ・令和3年4月1日から労働安全衛生法の免許様式が変わりました。氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称名を併記できるようになります。ご希望の方は、戸籍抄本、住民票など確認ができる書類の添付が必要になります。		

修了証の統合について：当協会で作成した複数の修了証を1枚に統合します。

(公社) 福井県労働基準協会を受講された特別教育講習のみ。詳しくは、受講申込書に記載してあります

